

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げ、行政(国、地方自治体)と国民、それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めたものです



男女の 人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保すること。

社会における 制度または 慣行について の配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考えること。

国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切で、他の国々や国際機関と相互に協力して取り組むこと。

《基本理念》 男女共同参画社会を 実現するための 5本の柱

家庭生活に おける活動と 他の活動の 両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援を受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすること。

政策等の立案 及び決定への 共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保すること。